

平成23年3月23日

関東東北産業保安監督部

一般ガス事業者に対する嚴重注意について

関東東北産業保安監督部（以下「当部」という。）は、房州瓦斯株式会社から、住宅解体敷地内で導管図に無い不使用灯外内管が末端ソケットで開放された状態で埋設されガスが漏えいしていた旨の報告を受けました。

本件は、ガス事業法第28条に基づくガス工作物の技術基準適合の確認を怠り、不明管としてガスの漏えいを放置していたもので、保安の確保の観点から重大な問題であることから、当部は同社に対し嚴重に注意しました。

また、技術基準の確認、発生原因の調査及び再発防止策の策定を下記のとおり指示し報告を求め、指示をしました。

記

1. 供給区域内全てにおける技省令第51条に定める導管漏えい検査、類似不明管の確認のため住宅解体跡地等を重点的に行う検査を実施し、その結果を一ヶ月後までに当部に報告すること。なお、期日までに全ての検査が完了しなかった場合には、その後、完了までの実施経過を定期的に報告すること。
2. 自社の灯外内管工事が技術基準に適合していることの確認、及び竣工図等が導管埋設図に反映されているかの確認について、確実に実施できるよう適切な対策を講じ、再発防止に努めること。

（本発表資料のお問い合わせ先）

経済産業省 原子力安全・保安院 関東東北産業保安監督部保安課

課長：天野^{あまの}

担当：藤橋^{ふじはし}

電話：048-600-0416（ダイヤルイン）